

政管健保の保健事業

第23回政府管掌健康保険事業運営懇談会(平成19年3月5日)抜粋

- 生活習慣病予防健診事業の一般健診については、平成19年度において、約12億円増額するとともに、健診単価の引き下げや受診勧奨の拡大を行うことにより、実施者数を拡大する措置を講じる予定。

(参考)

一般健診の状況	平成18年度	平成19年度
① 健診実施者数の拡大	: 403万人(実績見込)	→ 427万人(約24万人増の見込)
② 健診実施率の向上	: 31.7%(実績見込)	→ 34.0%(2.3%増の見込)
③ 健診単価の引き下げ	: 18,144円	→ 18,007円(137円減)

注1) 健診実施者数及び健診実施率については、平成18年12月末の実績見込に基づき算出している(別添6参照)。

注2) 健診実施率は、40歳以上被保険者の健診実施割合である。

注3) 健診単価については、胸部及び胃部ともレントゲン検査を直接撮影で実施した場合の価格である。

(単位:百万円)

	平成18年度 予算	平成19年度 予算案	増 減
生活習慣病予防健診検査費	44,296	45,766	+1,470 (+3.3%)
一般健診	41,897	43,085	+1,188
付加健診	635	612	▲23
C型肝炎ウイルス検査	420	450	+30
その他の検診	1,344	1,619	+275

(注) その他の検診は、乳がん・子宮がん検診及びフォローアップ健診等である。

○ 政管健保における「特定健康診査」・「特定保健指導」の実施について

「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、平成20年4月から政管健保等の保険者に対して、40歳以上の被保険者及び被扶養者に対する「内臓脂肪型症候群(メタボリックシンドローム)」に着目した「特定健康診査」及びその結果に基づく「特定保健指導」の実施が義務づけられる。

政管健保においては、従来から「生活習慣病予防健診事業」として、被保険者あるいはその被扶養配偶者に対する健診を推進してきたところであるが、今後は「特定健康診査」及び「特定保健指導」(以下「特定健診等」という。)を中心として、保険者独自の健診項目を含めた健診事業を実施し、被保険者、被扶養者の皆様の健康づくりに取り組むこととしている。

(別添7参照)

○ 被扶養者の特定健診等の実施のため、検討を要する主な事項

1) 特定健診関係

①市町村・地域医師会等との調整

被扶養者の身近な健診は、市町村等の住民健診であり、その多くは市町村等が地域の医師会等と契約していることが多いこと等から、これらの現状を踏まえ、市町村等が契約している地域の医師会等と被扶養者健診について一括契約するなど、円滑な被扶養者健診の実施のための調整が必要となる。

②受診券の交付について

また、被扶養者の健診は、住所地の身近な健診機関において実施されている現状があることから、被扶養者健診の受診希望者に対し、受診券を交付して、身近な健診機関で受診可能となる方法を検討している。

③健診費用等の受付・支払体制

健診機関等からのデータの受け入れ、健診費用のチェック及び費用請求等の事務処理体制等の整備の検討が必要となる。

2) 特定保健指導関係

①委託先の確保

現在の財団保健師による事後指導実施体制だけでは、対応が不可能であることから、保健師等を有し、保健指導の実施が可能な民間機関等に委託することを基本としつつ、市町村国保等の保健指導を委託した実施方法等についても、引き続き検討することとしている。

②保健指導の実施体制

保健指導対象者の受付、保健指導実施機関等への連絡、費用の請求・支払及び指導結果の審査等の事務処理体制についても、今後、検討が必要となる。

(特定健診等の概要)

- ・ 保険者に対して、40歳以上の被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）に対する特定健康診査の実施を義務付け。
（現行は40歳以上の被保険者及び35歳以上の被保険者で生活習慣の改善を希望する方及び被扶養配偶者の方を対象。）
- ・ 特定健康診査の結果、保健指導が必要な方には、保健師等により一定期間の保健指導（特定保健指導）を実施。
- ・ 特定保健指導が必要な被保険者の方が転職等により保険者が変更となっても、変更前の保険者から特定健診等の記録を引き継ぐことにより、特定保健指導を実施する（記録を引き継ぐ際には、被保険者本人の同意が必要。）。
- ・ 労働安全衛生法に基づく健診（事業主健診）を受けた被保険者の方について、健診の結果を保険者に引き継ぎ、その結果、保健指導が必要な方には、特定保健指導を実施。
- ・ 保険者は5年ごとに、特定健康診査等の具体的な実施方法や実施目標及び目標等を定め（特定健康診査等実施計画）、これを公表。
- ・ 新たに創設される「後期高齢者医療制度」における保険者の費用負担（後期高齢者支援金等）に際しては、各保険者が定める「特定健康診査等実施計画」の達成状況等を勘案して、負担金の額が決定される。（平成25年度から）

特定健診に関する制度の比較

(特定健診の検査項目については、平成18年7月公表「標準的な健診・保健指導プログラム(暫定版)」時点のものであり、現在、特定健診の検査項目について見直し等が行われている状況である。)

	(案) 特定健診	政管健保		特定健診 との比較	参 考		
		一般	付加		老人保健事業 健康診査	労働安全衛生 定期健康診断	
診 察	質 問(問 診)	○	○		○	○	
	計	身長	○	○		○	□
		体重	○	○		○	○
	測	肥満度・標準体重	○	○		○	○
		腹囲	○		新規追加		
等	視 力		○			○	
	聴 力		○			○	
	胸部聴診・腹部触診	○	○		○	○	
	血圧(座位)	○	○		○	○	
脂 質	総コレステロール定量		○		○	■	
	中性脂肪	○	○		○	■	
	HDL-コレステロール	○	○		○	■	
	LDL-コレステロール	○		新規追加			
肝 機 能	GOT	○	○		○	■	
	GPT	○	○		○	■	
	γ-GTP	○	○		○	■	
	ALP		○				
代 謝 系	総蛋白			○			
	アルブミン			○			
	総ビリルビン			○			
	LDH			○			
	アミラーゼ			○			
血 液 一 般	空腹時血糖	○	○		○	■1	
	尿 糖 半定量	□	○	必須→選択	○	□	
	血清尿酸	○	○				
	ヘモグロビンA1C	○		新規追加	□	■1	
尿 ・ 腎機能	ヘマトクリット値	□	○	必須→選択	□	■	
	血色素測定	□	○	必須→選択	□	■	
	赤血球数	□	○	必須→選択	□	■	
	白血球数		○				
	血小板・血液像			○			
呼 吸	尿蛋白 半定量	□	○	必須→選択	○	○	
	潜 血	□	○	必須→選択	○		
	尿沈渣			○			
	血清クレアチニン	○	○		○		
心機能	肺活量			○			
	1秒量・1秒率			○			
肺	12誘導心電図	□	○	必須→選択	□	■	
	胸部X線		○		*	○	
胃	喀痰細胞診				*	□	
	胃部X線		○		*		
大 腸	胃内視鏡		□				
	直腸検査		□				
眼底検査	免疫学的便潜血検査		○		*		
	腹部超音波	□		○	新規選択	□	

(参 考)

感染症	HBs抗原		●		●1	
	HCV抗体		●		●1	
子宮頸がん(スメア方式)			△		*	
子宮体がん(細胞診)					*	
乳 が ん	視診・触診				*	
	X線		△		*	
歯周疾患健診			△		40歳、50歳	
骨粗鬆症健診					40歳、50歳女性	

※政管健保の検査項目のうち、太枠の項目については保険者(政管健保)が独自に実施する検査項目である。

- … 必須項目
- △… 受診者の希望に基づき選択的に実施する項目
- … 医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- … 35以上から各5歳ごきざみ毎で70歳まで(過去に当該検査を受けたことがない者)
- 1… 40歳以上から各5歳ごきざみ毎で70歳まで(過去に当該検査を受けたことがない者)
- … 35歳及び40歳以上の者については必須項目、それ以外のものについては医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- 1… いずれかの項目の実施で可
- *… 一般財源化されているが、指針等を策定している項目

参考資料 3

年度末の年金広報について

	2月実施 (主に国民年金保険料口座振替に係る広報)	3月実施 (主に年金加入記録の重要性に係る広報)
広報テーマ	<p>以下の(1)を重点事項とし(2)から(4)までについては簡潔に案内を行う。</p> <p>(1) 国民年金保険料の口座振替1年前納の案内 (2) 国民年金保険料の改定のお知らせ (3) ねんきんダイヤル、控除証明書専用ダイヤルの案内 (4) 基礎的事項の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金には国庫負担があること、年金は老後のためだけではなく障害年金・遺族年金があること等 	<p>(1) ねんきん定期便開始のお知らせ (2) 住所変更手続きの呼びかけ (3) 年金個人情報提供(ユーザID・パスワード)の案内 (4) ねんきんダイヤルの案内 (5) 特別障害給付金制度の周知</p>
広報媒体及び時期	<p>(1) 新聞 紙面：朝刊5段広告 掲載日：2月3日(土)又は4日(日) 新聞数：中央紙5紙、ブロック紙4紙、地方紙36紙</p> <p>(2) ポスターの掲示</p> <p>① 口座振替1年前納の促進用ポスターの掲出(2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険事務所・市町村等掲示用(B2版7,800枚、各所2枚) ○ 金融機関掲示用(A2版33,200枚) <p>② 通年使用する口座振替促進用ポスターの掲出(3月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険事務所・市町村等掲示用(B2版7,800枚、各所2枚) <p>(3) インターネット</p> <p>① インターネットバナー広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ Yahoo!JAPAN トップページ(2月12日～18日) <p>② 庁ホームページの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バナー広告から庁ホームページ(口座振替申出書のプリントアウトができるコーナー)へ誘導を図ることから、当該ホームページ等を刷新 	<p>○ 新聞 紙面：朝刊5段広告 掲載日：3月14日(水)から 3月16日(金)までの間に 各紙1回掲載 新聞数：中央紙5紙、ブロック紙4紙 地方紙8紙</p>

国民
年金

前納割引制度

国民年金の保険料は、
お支払い方法によって
おトクな割引料金が設定されています。

平成19年4月分から
保険料改定
月額 14,100円
年間納付額
169,200円

口座振替 **早期**
年間割引額
600円
年間納付金額: 168,600円

現金払い **前納1年度分**
年間割引額
3,000円
年間納付金額: 166,200円

口座振替 **前納1年度分**
年間割引額
3,550円
年間納付金額: 165,650円

納付期限より1ヶ月前口座振替(平割制度)を利用すると毎月50円のおトク

一年度分を現金で前納すると3,000円の割引

一年度分を口座振替で前納すると3,550円の割引

口座振替で前納すると、3,550円の割引!

口座振替の
お申し込み方法

すでに口座振替が前納されている方には、お申し込みは必要ありません。

- 口座振替は、各金融機関の窓口、または社会保険事務所で受付けております。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要です。
- 申込用紙は、金融機関・社会保険事務所の窓口のほか、社会保険庁ホームページ(PC版)からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

平成19年度保険料
口座振替前納のお申し込みは、
2月28日水まで お早めにお申し込みください。

国民年金保険料の前納割引制度のお問い合わせは、お近くの社会保険事務所をご利用ください。

安心とともに暮らしを支える、国民年金。

保険料が改定されます
平成18年4月分からは基礎年金が200円引き上げられ、月額14,100円となりました。お金を支えたいと期待のプラスをもちながら国民年金の保険料の引き上げを行っています。皆さまのご理解をお願いします。

将来的に、国民年金が1/2から1/2へ
基礎年金の1/2(現在は1/2)は国が負担。国民年金があることで、老後であっても平均では、納付した額の1.7倍以上の年金を受け取ることが可能となります。

老後だけではなく、「20歳」からしっかりサポート!
年金では、ほかの手当によって補償が薄くなった場合の障害年金や、一度の傷病で失った時の遺族年金で、万が一の場合をサポートします。

国民年金保険料の 控除証明書のお問い合わせは、
「控除証明書専用ダイヤル」へ

受付時間 | 平日午前8:00から午後5:00まで 3/16まで

0570-00-9911

国民年金・厚生年金のお問い合わせは、
「ねんきんダイヤル」へ

受付時間 | 平日午前8:30から午後5:15まで

●年金請求などの年金相談

0570-05-1165

●年金をお掛けになっている方の年金相談
●社会年金の返戻金請求のお問い合わせなど

0570-07-1165

※一時的な電話の増え、どこかでお待ち時間がかかるとお受けいたします。
※(0570)の番号の「0」を省略したり、外線番号を付けて間違い電話に
なっているケースが懸念していますので、おかけ間違いにご注意ください。

社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp>

※携帯電話からもアクセスできます。

QRコード

厚生労働省 お早めにお申し込みください。

社会保険庁

国民年金 前納割引制度

国民年金の保険料は
お支払い方法によって
おトクな割引料金が設定されています。

口座振替で前納すると、3,550円の割引！

平成19年4月分から
保険料改定
月額 14,100円
年間納付額
169,200円

現金払い 前納1年度分

年間割引額

3,000円

年間納付金額：166,200円

一年度分を現金で前納すると
3,000円の割引

口座振替 前納1年度分

年間割引額

3,550円

年間納付金額：165,650円

一年度分を口座振替で前納すると
3,550円の割引

口座振替 早割

年間割引額

600円

年間納付金額：168,600円

納付期限より1ヶ月早く
口座振替(早割制度)を利用すると
毎月50円のおトク

口座振替のお申し込み方法

すでに口座振替で引落されている方は、
何卒のお申し込みは必要ありません。

- 口座振替は、各金融機関の窓口、または社会保険事務所でお申し込みにしていただきます。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関出印の押印が必要です。
- 申込用紙は、金融機関・社会保険事務所の窓口のほか、社会保険庁ホームページ(PC版)からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

平成19年度保険料

口座振替前納のお申し込みは、

2月28日水まで

お早めにお申し込み
ください

国民年金保険料の口座振替のお問い合わせは、
お近くの社会保険事務所をご利用ください。

*割引額はすべて平成19年度分です。

安心とともに暮らしを支える、国民年金。

保険料が改定されます

平成19年4月分からの保険料が240円引上げられ、月額14,100円となります。年金を支える力と給付のバランスをとるために保険料の段階的な引き上げを行っています。皆さまのご理解をお願いいたします。

将来的に、国民負担が1/3から1/2へ

基礎年金の1/3(将来は1/2)は国が負担、国民負担があることで、若者であっても平均では、納付した額の1.7倍以上の年金を受け取ることができる試算となります。

老後だけではなく、“20歳”からしっかりサポート!

年金では、けがや事故によって障害が起きた場合の障害年金や、一家の働き手を失った時の遺族年金で、万一の場合もサポートします。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>



国民年金の保険料はお支払い方法で

年間
最大

3,550円もおトク

どうすれば？

「口座振替」で「前納割引制度」をご利用ください

国民年金

前納割引制度

平価中毎月分から
保険料決定
月額 14,100円
年間納付額 169,200円

口座振替【早期】
年間割引額
600円
年間納付金額：168,600円

現金払い【通常】1年前分
年間割引額
3,000円
年間納付金額：166,200円

口座振替【早期】1年前分
年間割引額
3,550円
年間納付金額：165,650円

納付期間より1ヶ月前に口座振替（年割納付）を利用すると毎月60円のおトク

一年分を現金で納付すると3,000円のおトク

一年分を口座振替で納付すると3,550円のおトク

口座振替のお申し込み方法

すでに口座振替で前納されている方は、変更のお申し込みはできません。

- 口座振替は、各金融機関の窓口、または社会保険事務所で受け付けております。
- 口座振替のお申し込みには国民年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ国民年金番号をご確認ください。また、金融機関発行の印紙が必要です。
- 申し込みは、金融機関・社会保険事務所の窓口のほか、社会保険庁ホームページ(PC版)からプリントアウトして郵送でも申し込みいただくこともできます。

国民年金保険料の口座振替のお問い合わせは、お近くの社会保険事務所をご利用ください。

※前納制度は、納付期間より1ヶ月前に口座振替で納付する必要があります。

平成19年度
保険料口座振替
前納のお申し込みは、

2月28日水まで

ただ今、窓口で受付中!

安心とともに暮らしを支える。国民年金。

社会保険庁 ホームページ <http://www.sia.go.jp>
携帯電話からもアクセスできます▶



国民年金の保険料は、 安心・便利・確実な口座振替で。

口座振替で早割にすると
年間**600円**お得

毎月50円割引

早割 → 納付期限よりも1か月早く口座振替
初回は2か月分（前月分・当月分）の保険料を口座振替させていただきます。
割引は当月分からです。

口座振替で
6か月前納・1年前納にすると

年間1,920円割引

年間3,550円割引

もっとお得！

口座振替による前納は、口座振替日が決まっているため、
それぞれに申込期限があります。

	早期	6か月前納（下期）	6か月前納（上期）	1年前納
申込期限	納付時	6月末		2月末
口座振替日	納付時+10日（納付済）	10月末		4月末

※各々が納付の場合、要振替日が口座振替日より2か月前です。

○現金払いで振替額を前納した場合は割引額は、

6か月前納では年間1,340円、1年前納では4,000円です。

○上記の割引額は、すべて平成19年度の額です。

なお、平成19年度の国民年金保険料は、月額14,100円です。

口座振替のお申し込み方法 すでに口座振替で収納されている方は、再度のお申し込みは必要ありません。

- 口座振替は、各金融機関の窓口、または社会保険事務所で受け付けております。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要です。
- 申込用紙は、金融機関・社会保険事務所の窓口のほか、社会保険庁ホームページ（PC版）からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

お問い合わせは、お近くの社会保険事務所をご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>



大切な「未来」への情報、お届けします。

より身近でわかりやすい年金をめざして、
年金加入記録や年金見込額などの情報を皆さまにお届けします。

ねんきん定期便が始まります！

平成20年度から、全ての被保険者の皆さまに、保険料納付実績や年金見込額をお知らせする「ねんきん定期便」をお送りします。現在は、58歳の方が対象。3月からは35歳の方、また今年12月からは45歳、55歳以上の方が対象に加わり、平成20年4月からは全員の方に誕生月に送付します。

住所変更の手続きが重要です！

「ねんきん定期便」は、被保険者の皆さまの住所に送付します。住所を変更された場合、国民年金被保険者の方は市町村役場、厚生年金保険被保険者の方とその配偶者（国民年金第3号被保険者）の方は、厚生年金保険被保険者の方がお勤めの会社に変更手続の窓口です。

年金に関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

— 年金請求などのご相談は —

0570-05-1165

— 年金をお受けになっている方のご相談は —

0570-07-1165



※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

- 通話料は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。
- 電話番号の設定、0から電話などのIP電話及びPHSなど、電話番号によってはご利用になれません。
- ※電話がつかない場合は、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

インターネットで、さらに多くの情報が確認できます！

社会保険庁ホームページから、ユーザID・パスワードを取得することにより、ご自宅などから24時間いつでも、毎月更新されるご自身の年金加入記録や年金見込額をご確認いただくことができます。お申し込みの際は、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳など基礎年金番号が確認できるものをご用意ください。

【ご確認ください】

- 年金加入記録（加入している制度、加入期間、事業所名称など）
- 国民年金の保険料納付状況
- 厚生年金・船員保険の標準報酬月額 など

※提供する年金加入記録は毎月1回更新いたします。年金見込額の表示は、ねんきん定期便実施時期と同時期となります。

【ご注意ください】

このサービスは、国民年金及び厚生年金保険の被保険者の方がご利用いただけます。年金を受給されている方は含みません。

ご存知
ですか？

年金を受けていない障害者の方を対象とした「特別障害給付金」制度があります。

- 対象となる方は、
- ①昭和61年3月以前に国民年金に任意加入していなかった扶養配偶者であった方、
- ②平成3年3月以前に国民年金に任意加入していなかった学生であった方が、

その当時の病状やけがなどが原因で、現在、一定以上の障害の状態にある場合は、特別障害給付金の請求手続きなどの詳細は、お住まいの市町村役場またはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

社会保険庁
ホームページ

<http://www.sia.go.jp>

厚生労働省
社会保険庁

